

とっかわ

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

平成23年

No.598

4月

卯月・うづき
(April)

主な
内容

平成23年度予算・施政方針 … P2~P7

議会だより・犬の予防接種・組織の変更 … P8~P16

カメラスケッチ・お知らせ・地域雇用創造協議会 … P17~P20

国民年金・国保だより・人のうごき … P21~P23

むらづくりのキャッチフレーズ 「心身再生の郷」

平成23年度

十津川村当初予算

一般会計予算 61億1,800万円

十津川村議会第1回定例会で、

平成23年度の村の予算

が決まりました

一般会計が61億1,800万円、特別会計が21億2,505万8千円で、前年度の当初予算に対して、一般会計が20%の減、特別会計が2%の増となりました。

前年度に引き続き、極めて厳しい財政状況ですが、学校統合の推進、木材の搬出・加工・流通拡大による産業の振興、道路関係事業に対する予算の重点配分や消防常備化による安全で快適に暮らせる村づくりのため、事業の必要性や緊急性、その効果を配慮しつつ、経常経費については、見直すべき点を見直しながら予算編成を行いました。

施政方針

国の予算

国の平成23年度予算では、一般会計総額は昨年を1,124億円上回る92兆4,000億円を超える額となっており、歳入では、税制改正により租税及び印紙収入が3兆5,000億円の増収となつていきます。歳出では、事業仕分け第3弾の結果を反映し、見直しを行うとともに、国民生活の安定と安全、人材育成を図る

ため「元気な日本復活枠」や子ども手当の給付、高校の実質無償化などマニフェストの実現に重点が置かれています。

県の予算

奈良県の平成23年度予算では、対前年度比1.6%減の4,577億円となりました。

「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ために「経済活性化」と「くらしの向上」を2本の柱とし、「効率的・効果的な基盤整備」「協働の推進及び市町村の支援」「組織力の向上と財政の健全化」の取り組みを推進することになっていきます。

村の予算

本村は、平成19年度に策定した第4次総合計画に基づき、住民主体の自立した村づくりに向けて方向を転換し、「自主自立」の道を歩むため、行政と住民がそれぞれ役割分担を明確にし、「心身再生の郷」を村づくりの合言葉に「人の再生」「地域の再生」「自然の再生」を

基本としています。

平成23年度予算編成にあたっては、この第4次総合計画を着実に実行するため、政策目標を次のように定めました。

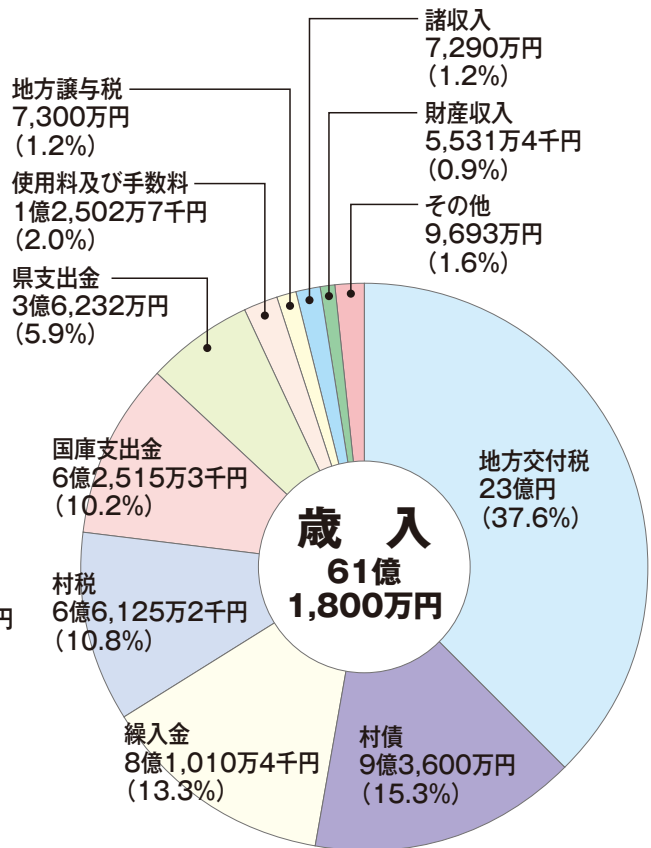
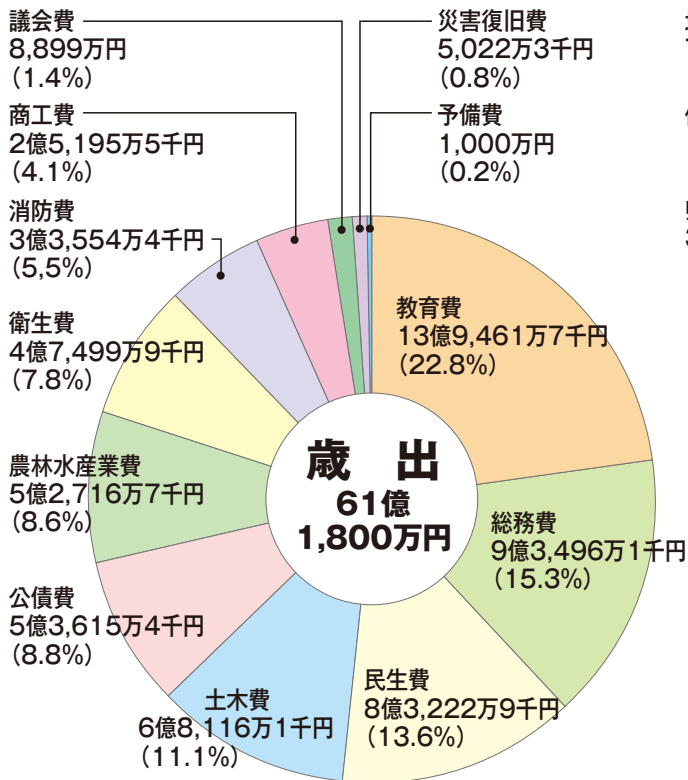
- 一、教育・生涯学習の推進
- 二、地域福祉の向上
- 三、地域の資源を活かした産業振興
- 四、生活環境・基盤の充実
- 五、行財政の再生、村民主体の村づくり

以上の5点を掲げ予算編成を行いました。

十津川道路(滝ランプ)



平成23年度 一般会計予算内訳



予算の性質別に説明しますと、人件費は、村の主要事業に

歳出

と、人件費は、村の主要事業に

平成23年度一般会計予算総額は、61億1,800万円、前年度比1億2,300万円、2.0%の減となりました。特別会計は、11会計総額で21億2,505万8千円、前年度比5,770万4千円、28%の増となりました。

村税は、3.8%減の6億6,125万2千円となりました。地方交付税は、前年度と同額の23億円を見込んでいます。村債は、統合中学校建設費などに充当する過疎対策事業債6億8,600万円と、元利償還金の100%が交付税措置される臨時財政対策債2億5,000万円をあわせ9億3,600万円となり前年度比12.3%の減となりました。基金等からの繰入金については21.1%増の8億1,010万4千円を繰り入れることとしました。

歳入

平成23年度一般会計予算総額は、61億1,800万円、前年度比1億2,300万円、2.0%の減となりました。特別会計は、11会計総額で21億2,505万8千円、前年度比5,770万4千円、28%の増となりました。

◎会計別予算規模

	当初予算額	前年度比
総額	82億4,305万8千円	0.8%減
一般会計	61億1,800万円	2.0%減
特別会計	21億2,505万8千円	2.8%増
国民健康保険事業	6億1,444万3千円	1.6%増
後期高齢者医療	6,182万5千円	1.7%増
国民健康保険診療所事業	2億2,236万8千円	8.7%増
介護保険事業	5億7,168万3千円	7.7%増
介護サービス事業	1,226万円	1.9%減
簡易水道事業	1億7,469万4千円	38.3%増
貯木場等維持管理事業	3億8,797万円	19.2%減
十津川温泉事業	5,510万2千円	103.1%増
湯泉地温泉事業	1,488万3千円	26.5%増
財産区大字山手谷	211万6千円	9.2%減
財産区大字迫西川	771万4千円	39.9%増

対応するため、職員3人を増員したことや地方議員年金制度廃止に伴う地方負担金の増加などに伴い5.3%増の8億9,256万2千円、物件費は0.1%減の12億6,334万9千円、維持補修費は0.4%減の8,836万円となりました。

扶助費については、生活保護費や子ども手当などの増加により17.1%増の2億9,906万1千円、補助費などは、空白地域への村営バス運行や後期高齢者医療費による負担金の増額などにより83%増の3億5,485万円となりました。

普通建設事業費については、木材加工流通施設整備事業

◎一般会計の性質別歳出内訳

	当初予算額	構成比
普通建設事業費	21億7,464万円	35.5%
物件費	12億6,334万9千円	20.6%
人件費	8億9,256万2千円	14.6%
公債費	5億3,615万4千円	8.8%
補助費等	3億5,485万円	5.8%
繰出金	3億3,615万円	5.5%
扶助費	2億9,906万1千円	4.9%
積立金	1億1,031万1千円	1.8%
維持補修費	8,836万円	1.4%
災害復旧事業費	5,022万3千円	0.8%
予備費	1,000万円	0.2%
貸付金	234万円	0.1%
合計	61億1,800万円	100.0%



十津川中学校を建設中

費や十津川中学校敷地造成工事等事業の進捗に伴い、12.8%減の21億7,464万円となったものの、繰越事業を含めた経常的な土木工事費については、前年度とほぼ同額の予算となっています。命の道である道路予算の確保に努めました。

合に向け、統合中学校建設関連事業費として10億円余りを計上し、体育館棟や寄宿舎棟新築工事、敷地造成工事などを行います。

平谷小学校・西川第一小学校の校舎整備として、折立中学校及び西川中学校の校舎改修調査設計委託料340万円余りを計上しました。

学校教育の充実を図るため、今年度に引き続き奈良県

から指導主事を派遣していた

だくとともに、学校力アップ事業やサマースクール事業を実施する事業費補助などに210万円余りを計上しました。また、十津川高校の教育の振興や寄宿舎の充実に対する支援策についても引き続き行います。

文化財保護費に関連して、果無集落道の工事費4,000万円については、前倒して対応したところです。また、昨年に引き続き玉置

神社の石段修復費74万円の補助を行います。

地域福祉の向上

身体障害者の方々の生活実態調査を行い、実態に即したサービスの提供や相談・自立に向けて適切な指導・サポート体制づくりを推進します。そのため調査委託料として208万円を計上しました。

後期高齢者の増加に伴い介護認定者も増加しています。高森の郷でのデイサービスも定員を超える状況となりつつあるため、北部老人憩の家でのデイサービス実施に向けて施設の一部改修費90万円を計上しました。

十津川村介護保険事業計画及び老人福祉計画を基本とし、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など関係機関と連携を図り、介護予防をはじめ、生きがい活動支援事業や在宅介護支援事業を継続して展開します。

病気の早期発見・早期治療

は、健康寿命の延伸や医療費を抑制させるためにも大変重要であり、そのためには特定健康診査の受診率を向上させる必要があります。次年度については、日曜日の健診実施や受診負担金の引き下げ、積極的な広報や受診勧誘を行い、受診率の向上に努めます。健診事業に伴う費用として2,148万円を計上しました。

予防接種の実施



教育・生涯学習の推進

平成24年度開校の中学校統

念願でありました診療所医師2人の確保が可能となり、小原診療所では週2日の2診体制を導入することとなりました。上野地診療所については、小原診療所から出向いて週3回診療する予定としています。往診についても充実させたいと考えています。また、7月から月2日ですが県立医科大学から整形外科医の派遣を受けて、専門診療を実施することとしています。



小原診療所で2診制が開始

安心して子どもを生み育てるため、妊娠から出産までの経済的負担を軽減することも

に、未受診妊婦の解消を目的として、妊婦一般健康診査費用の助成費207万5千円を計上しました。また、仕事と育児の両立ができるよう4保育所では、早朝及び夕方の方の延長保育を引き続き実施していきます。

本村の高齢化は急激に進行しつつあります。高齢化により集落の維持が困難な地域も現れ、元気な高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる施策が重要になります。生きがい対策、地域の見守り、地域おこしなど具体的な施策を検討するため、モデル地区を選定して高齢者などが生き活きと集まることのできる生きがいづくりの場、中間施設のあり方を職員と地域住民との協働により調査、検討を行います。その結果、事業費を必要とする場合は、補正予算での対応をお願いしたいと考えています。

地域の資源を活かした産業振興

昨年11月、ドイツとオーストリアの視察研修を実施しました。両国では木を使う政策が20年も前から行われ、森林の手入れや木材利用を推進し、木造省エネ住宅の建設などCO2削減の取り組みが産業の勃興につながっていました。

本村も96%を森林が占めていることから、日本CO2を吸収する村として環境に優しい取り組みを推進し、ひいてはカーボンオフセット制度で村の森林に還元する方途を導く必要があります。そのためには、森林を健全な状態に保つとともに、切り捨て間伐ではなく、山から木材を搬出し、住宅建材などに利用することでCO2を貯蔵させておく必要があります。

えています。

環境に配慮した取り組みとしては、村の施設の省エネ化基本計画を策定し、順次省エネ木造改修することにより木材利用につなげるとともに、省エネ化することにより広く内外にPRしたいと考えます。この計画策定委託料として315万円を計上しました。

更に、十津川材のブランド化やカーボンオフセットに向けた取り組みを推進するため、今年度に引き続き、村有林の小原経営区989ヘクタールの森林認証を取得するため、審査業務委託料120万円余りを計上しました。また、認証された玉置山経営区と白谷川経営区の森林を対象にオフセットクレジット制度の認証を受けるための賃金及び委託料など370万円余りを計上しました。

林の保全と木材を搬出する取り組みを支援することとした。

平成23年度中に大字林に木材加工流通施設が完成し、稼働する予定となっています。これまで村外に頼っていた乾燥工程などを村内で行うことができるため、大幅な製品のコストダウンを図ることが期待できます。

ヨーロッパでは、2021年以降に建てられる新築建築物は、カーボンニュートラルに近い省エネ性能の建物にする見通しとなっています。十津川村も地球規模での環境問題に

林業機械による木材の搬出





地域雇用創造協議会のセミナー



対して、省エネ住宅を普及推進するため、イオンモール橿原アルルに十津川村情報発信拠点整備事業として5,600万円を計上し、環境に配慮したカーボンニュートラルに限りなく近い模範的な省エネ住宅を建設し、十津川村のアピールはもとより環境に優しい村として情報を発信する施設とします。

また、都市との交流の場として、情報収集もあわせて推進していきます。

しかし「山から木を出すこと」「付加価値を付けること」「木を売ることを同時進行し

なければならぬため、経験・人脈・情報などを有し、トータル的に推進できる専門家に指導・助言していただくため、林業振興アドバイサー費用として30万円を予算化しました。

これらの事業は、村の未来、村の存亡をかけた一連の事業であるため、関係機関と連携を図り、結果・成果を出すべく一層努力していきます。

鳥獣害対策は、鹿による農作物への被害や生活環境の悪化を防止するためにも、個体数を減少させる対策が非常に重要となっています。その対策として駆除期間中の捕獲奨励金

を1頭8千円に引き上げるとともに、鹿大量捕獲檻(ドロップネット)を1基購入します。

また、頻繁に出没するツキノワグマ対策として、捕獲檻3基の購入費や注意喚起する看板の設置などを予定しています。

猟友会十津川支部に委託して、狩猟者の確保・育成を図るため、新たに狩猟免許所持者を確保する狩猟免許取得者育成事業並びに狩猟技術向上対策事業を行います。これら鳥獣害対策関連費用として2,800万円余りを計上しました。

観光事業関係の施策では、村に訪れる観光客を増加させる取組として、村の自然・食材・歴史と伝統・村民とのふれあいなど、村の宝物を活用した取組を行うことで、村に訪れた人がリピーターとして再び訪れていただける状況が生まれるものと考えます。

厚生労働省の助成を受けて、昨年7月から活動を開始した十津川村地域雇用創造協議会では「観光を基軸に交流・産業を創出する村づくり」をテーマ

に「交流人口の増大」「消費機会の拡大」「地域資源の発掘」を目的として、各種団体や村民を対象に、特産品開発やおもてなし研修などの各種セミナーを開催し、人材育成と雇用の創出に努めているところです。

奈良県との連携による音楽イベントを通じた十津川村の観光情報を発信する南和観光情報発信事業の負担金300万円や空き家の有効活用に取り組むため、空き家再生のモデルプランづくりを行う事業費として95万4千円を計上しました。



田辺市との観光圏事業

今年度に引き続き、村民や観光客に不快感を与えないために公衆トイレの整備を行います。また、1,300年以上も前から先人が守ってきた意義や保存を目的に世界遺産の道を走る小辺路マールを走ります。

地域での新たな産業・雇用の創出に向けた仕組みづくりを推進するため、公募方式により村内各種団体からモデル事業の企画案を募り、優れた企画を提案したやる気のある団体の事業を支援する地域産業活性化応援事業補助制度も引き続き行います。

また、温泉や世界遺産などの魅力を発信できる観光コーデイネーターを引き続き養成していきます。

十津川温泉事業特別会計では、平谷地内で老朽化した温泉パイプの改修工事費として3,300万円を計上しています。

商工会並びに観光協会と協力して、なお一層の産業振興・観光振興に取り組みます。

生活環境・基盤の充実

道路関係の整備では、村道、林道、農道の整備事業のほか、生活道路整備事業補助や急傾斜地崩壊対策事業負担金など、前年度よりも5,000万円余り増となる7億9,900万円余りを計上しました。道路は、産業・生活・福祉を支える「命の道」との観点から、予算を重点的に配分しています。

簡易水道事業では、新たに上野地区に整備するため、実施設計業務委託料や用地取得費用など3,500万円余りを計上しました。実施設計が完了した時点で工事費の補正をお願いし、2か年での工事に着手し、平成24年度中の給水開始を予定しています。

共同飲料水供給施設設置事業を引き続き行います。また、集落周辺の立木伐採について3か年の有期事業として集落環境整備事業を行い、集落環境の改善に努めます。

救急体制の整備充実は、医師確保の環境整備や村民の安

心安全を確保するためにも緊急の課題として取り組んできました。昨年4月から消防事務を五條市に委託して消防の常備化を進め、昨年12月から北部3区が五條消防署大塔分署の管轄として対応するとともに、消防予防業務については、

全村を管轄していただいています。本年12月からは十津川分署仮庁舎を大字折立の旧南都銀行の施設を改修して開署する予定となっておりますので、本村もようやく常備消防化が図られることとなります。これら常備消防費として2億6,

400万円を計上しています。近い将来、発生が危惧されている南海・南海地震に備えるため、計画的な公共施設の耐震化を図る必要があります。まず、役場庁舎と小原診療所の耐震化を図るための耐震診断業務委託費800万円を計上しています。

行財政の再生、 村民主体の村づくり

村の主要事業を確実に推進し、これまで実施してきた事業の評価、検証するための組織づくりを行うため、組織の改編を行います。

農林課は、貯木場等維持管理事業特別会計による林業振興事業展開の推進にあわせて、三者共有資産管理運営室を林業振興対策室に改称し、林業振興策の推進強化を図ります。

福祉事務所は、地域の高齢者の在宅支援を強化するため、福祉事務所に医療・介護・福祉関連業務を一本化して業

務の一体的推進を図ります。

村づくり推進課は、観光振興課に改称し、観光・商工業務に専念させて村の観光振興を積極的に推進します。また、企画・広報・IT関連業務は総務課に移管します。

監査事務局は、議会基本条例の施行にあわせて、議会事務局内に移管して監査業務の独立性を高めます。

これまで実施を見送ってきた地籍調査は、建設課内に地籍調査室を設置し、地籍調査の着手に向けた計画書策定などの事務手続きを始めます。

住民課は、来訪者、特に高齢者に対応するため、総合相談窓口を設置し、窓口サービスの向上を図ります。

総務課内には、企画調整室を設置し、村の主要事業の着実な実施を進捗・管理・調整するための部署を設けます。これら組織の改編により、各課の連携を強化し、第4次総合計画の効率的な達成を推進します。

それぞれの事業は、相互に密

接な関わりがあります。人

地域、業種の垣根を越えた連携が事業を成功に導くものと考えています。

今後も厳しい財政状況は続くと思われませんが、役場内のチエック機能の強化、危機管理の徹底、職員の意識改革に取り組み、自主自立を基本に結果・成果を出す行政運営を行います。



環境に配慮した林業



第1回定例会

議会だより

平成23年十津川村議会「第1回定例会」が3月7日(月)から14日(月)まで開かれ、平成22年度補正予算や平成23年度当初予算、条例改正などが審議されました。会期中に、更谷村長は平成23年度の施政方針について述べました。

今回、議会に提出された議案は次のとおりで、いずれも原案どおり可決承認されました。

千円を追加し、総額4億4,466万1千円となりました。

●十津川温泉事業特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ、742万円を追加し、総額3,508万円となりました。

平成23年度当初予算

●一般会計予算

61億1,800万円

●国民健康保険事業特別会計予算

6億1,444万3千円

●後期高齢者医療特別会計予算

6,182万5千円

●国民健康保険診療所事業特別会計予算

2億2,236万8千円

●介護保険事業特別会計予算

5億7,168万3千円

●介護サービス事業特別会計予算

1,226万円

●簡易水道事業特別会計予算

1億7,469万4千円

●貯木場等維持管理事業特別会計予算

3億8,797万円

●十津川温泉事業特別会計予算

5,510万2千円

●湯泉地温泉事業特別会計予算

1,488万3千円

●財産区大字山手谷特別会計予算

211万6千円

●財産区大字迫西川特別会計予算

771万4千円

専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分を報告し、承認されました。

●十津川村村営バス利用料金徴収条例の一部を改正する条例

2つのバス路線(果無線・那知合線)が増えたことに伴い、料金表の一部を改正しました。

平成22年度補正予算

●一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ、1,641万2千円を追加し、総額65億8,014万5千円となりました。

●国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ、29万7千円を減額し、総額6億1,883万6千円となりました。

●老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、366万6千円を追加し、総額440万9千円となりました。

●後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ、48万6千円を減額し、総額6,029万円となりました。

●国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)

歳入予算の財源内訳の補正を行いました。

●介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ、100万円を追加し、総額5億6,456万7千円となりました。

●貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、3,728万2



条例改正

- 十津川村議会委員会条例の一部を改正する条例
議員定数を「12人」から「10人」に改めました。
- 十津川村学校統合推進特別委員会条例の一部を改正する条例
委員定数を「12人」から「10人」に改めました。

- 十津川村課設置条例の一部を改正する条例
機構改革を行うため、課の設置及び業務内容に関する必要な条例の一部を改めました。

- 十津川村福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
機構改革を行うため、業務内容に関する必要な条例の一部を改めました。

- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
一定の要件を満たす非常勤職員の育児休業を定めるため条例の一部を改めました。

- 特別会計条例の一部を改正する条例
老人保健特別会計の設置年限を経過したため特別会計条例から十津川村老人保健事業特別会計を削除しました。

- 十津川村老人医療費助成条例を廃止する条例
老人医療費助成の対象者がいなくなったため条例を廃止しました。

- 十津川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
心身障害者医療費助成制度の変更に伴い必要な条例の一部を改正しました。

- 十津川村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
携帯電話の鉄塔を整備するため、設置及び管理に関する必要な条例の一部を改めました。

- 十津川温泉管理条例の一部を改正する条例
委員会の名称変更に伴い必要な条例の一部を改めました。

- 湯泉地温泉管理条例の一部を改正する条例
委員会の名称変更に伴い必要な条例の一部を改めました。

- 十津川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例
簡易水道の給水地区の追加に伴い必要な条例の一部を改めました。

契約

- 消防ポンプ車の購入について
※車名及び車種
消防ポンプ自動車CD-1型
(牽引トレーラー付)
※台数 1台
※購入予定価格 3,050万円
※契約の相手方
株式会社 モリタ大阪支店

- 救助工作車の購入について
※車名及び車種
救助工作車I型(牽引トレーラー付)
※台数 1台
※購入予定価格 6,867万円
※契約の相手方
株式会社 モリタ大阪支店

意見書

平成23年度中に一部供用が開始される予定の十津川道路について、残りの区間も国の責任において整備することを求める意見書が提出され、採択されました。

議会を傍聴してみませんか。

議会では、みなさんの生活に直結した重要な問題が審議されます。議会の傍聴は、村政の動向を知るよい機会です。

開催日など詳しいことは、議会事務局にお問い合わせください。(☎62-0002)

一般質問

定例会の14日には、南議員、玉置議員、中嶋議員、栗栖議員、小山手議員、中南議員、古久保議員の7名が村政全般について一般質問を行いました。
その内容の一部をお知らせします。

▼質問 今定例会で地籍調査基本計画の予算がつきましたが、その概要及び目的、見込みについてお伺いします。

▼答弁 地籍調査については平成23年度から地籍調査室を設け、事業を進めていく予定です。目的は、土地一筆ごとにその所有者、地番、地目、面積などを調査測量して、「地籍簿」と「地籍図」を作成するものです。これによって土地の境界が明確化され、正確な土地状況が登記簿に反映されます。今後土地の売買や分筆などが安心してできるようになります。

予定としては、まず平成23年度に、村として事業を行うための計画などを立てたいと思います。それ以降は、準備なども含め、早ければ平成24年度から事業実施できればと考えています。

この地籍調査については、必要不可欠なものであると思っています。今まで手付かずでしたが、平成23年度からのように進め、どこから始めるのか考える必要があります。調査費用の25%は村が

国では、山を手入れし、その木を使うことで二酸化炭素の吸収源にしようという動きがあります。村としても、郷土の家ネットワークで村の木を使って家を建てています。それが木を使うこと、村の活性化につながると考え、進めていきたいと思っています。平成23年度に木材加工施設を作り、木に付加価値を付け、原木だけでなく、枝葉や製材した端材、根も木質系のバイオマスエネルギーとして利用できるように取り組みを進めていきたいと思っています。

今までは市場に出していた木を、建築材に使えるものは建築材に使い、構造材、内装材などいろいろな売り先を作っていく必要があります。山から木をそのまま出すと、葉っぱや端材も出てくるため、山でチップにして、輸送コストを落として販売する方法もあります。再生可能な木質バイオマスは、どんな需要が増えてくると思われれますので、96%の山林を資源として、このチャンスを生かしたいと思います。

日本のスギやヒノキがほとんど使われなくなると、外材や代替材に依存してきました。そんな中、日本の木材自給率を50%までにしようという時代になっていきます。都会の食、ペ物を十津川に運んでくると、輸送で二酸化炭素を出しますが、地産地消で自分たちのつくった物を使うことで、二酸化炭素の発生を抑えることができます。村には資源があるの

で、これをいかにコストダウンして有効に使い、環境や体にいいとアピールできるか。それを仕事につなげることが林業の再生、村の再生、村の存続につながっていくと考えています。

また、環境に配慮した村づくりをやっているという理念を、※パッシブハウスを通じて外に向かってアピールしていきませう。それが木を使ってくれることにつながり、林業の再生、村の再生ができることと確信していますので、いろんな知恵を集め、技術力を高め、人づくりをしながら早くやっていきたいと考えています。

スローフード法令にスローフードを守る、教える、支えるという3つの指針があります。守るといえるのは伝統的な食材、木という木の良さ、環境に良いということを守っていく姿勢。教えるというのはそのことの大切さ、ほんまもんの大切さを子供たちに教えること。支えるというのは、質の良い素材を提供し、そのために地産地消を行うことです。これを踏まえて取り組んでいくことが重要と考えています。

このことから村にある資源を活用しながら、環境に配慮した村づくりを目指し、取り組んでいきたいと考えています。

※パッシブハウス

住宅の性能により、一般的な冷暖房設備がなくても快適な室温を維持することができる家。

▼質問 森林の付加価値や木質バイオマスなど地域資源を生かした地産地消やスローフード、カーボンオフセットについてどのようにお考えなのかお伺いします。

▼答弁 村の地域資源の中で、一番大きいのは96%を占めている山林です。

▼質問 若者がいないなどの問題で飲み水の維持管理ができない字が出てくると思われませんが、今後どのような対策をお考えなのかお伺いします。

▼答弁 現在、村では共同飲料水事業を行っていますが、平成22年度に補助率を70%から90%に引き上げています。これを受けて各地域から要望がたくさん出てきています。そういった中、近年設備の改善も進み、特に※ウォータースクリーン(取水スクリーン)を設置することで、ゴミなどの詰まりが非常に少なくなってきました。大きな台風や大雨が出て、この機械を設置しているとなかなか詰まることがありません。これまでの報告では、年に1回程度水源地に行けば大丈夫という報告も受けています。すでに共同飲料水事業で補助を受けている地域でも、新たにこの機械を導入するための補助もありますので利用していただきたいと思っています。また濁りなどについても、ろ過器を設置することで大きな効果を上げています。この機械についても同様の補助がありますので、導入を勧めるところです。

※ウォータースクリーン

河川水に混入した落ち葉や土砂を常に洗い流しながら取水します。また、目詰まりしにくく安定した取水量を確保できます。

▼質問 広域通院ラインバスの今後の方向性と恩恵がない地区の対応はどのようにお考えなのかお伺いします。

▼答弁 すでに2月28日から祝日や年末年始・お盆の期間を除く月曜日から金曜日の間に1日1往復、運行しています。十津川温泉の出発時間は午前6時3分、県立五條病院に午前8時50分着、帰りは県立五條病院を午前11時51分発で、十津川温泉に午後2時39分着となります。通院バスとしていますが、もちろん一般のお客様の利用も可能です。

このバスの特徴としては、県立五條病院の玄関口まで乗り入れします。また、現在運行しているバスは奈良交通の車両ですが、乗降しやすいノンステップバスを奈良県が購入する予定となっています。3月末には専用車両での運行と見る見込みです。

なお、この運行は来年3月末までの実証運行となっています。運行経費は、国・県・五條市・十津川村の負担となっていて、来年4月以降については、国の補助が事業仕分けでなくなる予定となっていますので、奈良県と五條市・十津川村の負担となります。引き続き運行ができるかについては、この一年間の実証運行による乗降者数や運行経費などを検証することとなります。できる限り運行を継続するため、関係機関と連携して対応していきたいと考えています。

支線からのアクセスについては、できるだけ多くの方に利用していただくことが、バス運行の継続につながります。しかし、現状の村営バスの運行では対応できませんし、多くの支線があり難しい面があります。支線から通院バスの運行にアクセスするためには、通常のバス運行ではなく予約制による運行方式であるデマンド型の運行なども考えられますので、今後検討していきたいと考えています。

▼質問 行政はある程度公平性が必要ですが、地域からの要望に対してどのようにお考えなのかお伺いします。

▼答弁 地域(各大字や区)からの要望については総務課で受付を行い、各課に連絡をしています。その中で予算化できるものについては各課で対応していますが、予算化できない要望もたくさんあります。予算化できない要望については、今後も再検討して事業実施が可能か不可能なのかを地元にも回答していきたいと考えています。

村としては大字や区、区長さんから要望をいただいていますので、その辺の相談は地域で十分議論されたものと考えています。

地域で対応をしていただきたい事業が多いかと思いますが、いろんな補助事業などについては、予算化する前の10月、11月までに要望を提出いただき、予算化

ができるものは予算化していく体制です。各大字からたくさん要望がきている部分については、それぞれ地域の実情に応じて要望があると認識をしています。いただいた要望は、優先順位なども考えながら予算化をしているところです。

まさに、公平公正といったことが基本になると思います。そんな中でそれぞれの願いが違いますので、その優先順位を決めながら不公平にならないように十分に配慮していきたいと思っています。

▼質問 災害時の一時避難場所として村内に屋根付き多目的広場が必要と考えますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

▼答弁 屋根付きの施設があれば、災害時に避難場所などとして十分活用できると思います。しかし、平地が少ないので、どこに設置をするかという難しい面がありますし、ヘリポートの用地としては、屋根をすくと使えないということもありますので、そこは検討しなければなりません。屋根を設置する費用は高額になりますので、利用できる補助事業を模索していきたいと思っています。

南海地震がいつ発生するかわからない中で、防災施設的な考えも必要だと思えます。財政的なこともありますが、必要なものは必要に応じて整備していきたいと考えています。

▼質問 学校統合を十津川の教育改革と捉えて推進しているが現状についてお聞かせください。

▼答弁 学校統合は十津川村の教育改革という事で、各地域、各方面からご理解、ご協力をいただきながら進めています。

今年度4月に十津川第一小学校がスタートし、開校式の中でわくわくしながら学校生活を送れる学校と一緒に作っていきたくと話しました。1年が終わろうとしている中で、十津川第一小学校から「友達が増えたことにより競争心が芽生えたように思われる」などの良い報告がたくさんありました。遠距離通学の心配もありましたが、その心配は解消されているように思います。

一方、始業前の活動や放課後など、バス通学により時間が制約されるという課題があります。また、児童数が多くなったことで、人間関係での悩みをもつ子もいると聞いています。

さらに、校区が広くなり、地域と連携して行う授業を地域に広げていくことが難しくなりました。地域に根差した教育活動をどうしていくのかという課題も見えてきました。

現在、十津川中学校は、来年の4月に向けて、教室棟と管理棟を造っています。9月以降は体育館や寮を造っていく予定です。伝統ある四つの中学校を統

合して、この大きな村に一つの中学校をつくることは、大きな決断だと思えます。遠距離通学によるいろいろな課題が出てくることも考えられます。集う生徒は、青年期前半の多感な悩み多き年頃の子どもたちです。その子どもたちに我が村の次代を託します。大切に優しく厳しく育てねばなりません。

学校統合は、十津川の教育改革です。良き伝統は継承しつつ、学力や体力、人間力をしっかりと身に付けた子どもの育成に果敢に取り組まなければなりません。保護者と学校と手を組みながら本村の教育方針である「十津川つ子わくわくマップ」の「頑なに基本徹底」の教育を推進します。それは当たり前前のごことを美しく当たり前にする人づくりです。



あなたの気持ちが 被災地を救います

みなさんの温かいご支援をお願いします。

平成23年3月11日に宮城県沖で発生した東北地方太平洋沖地震で地震及び津波により、東北地方をはじめとする各都道府県では、多数の死傷者、行方不明者が出るなど、甚大な被害を受けました。

村では、被災地の早期復興を願うとともに、この災害により被災された方々を支援するため、募金箱を設置するなどして、平成**23**年**4**月**25**日まで義援金を受け付けています。

○募金箱設置場所：上野地駐車場、役場住民課、道の駅十津川郷、湯泉地温泉公衆浴場「滝の湯」、十津川村商工会、十津川村観光協会、十津川村社会福祉協議会、南部老人憩の家、ホテル昴、十津川路七色

○義援金専用口座：■南都銀行十津川支店 普通 2008157
口座名義人 災害義援金 十津川村役場総務課課長 東 武
■新宮信用金庫十津川支店 普通 0108852
口座名義人 十津川村役場災害義援金 総務課長 東 武
■郵便局 振替口座 00910-4-255034 十津川村役場災害義援金

※集まった義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に届けます。



十津川短歌会

たまかずら一四四号

いささかの高慢ありて「おばあさん」呼ばるも雑踏振り向かず行く

奈良市 青木 澄子

春立ちて露のしゅうとの出で初めぬほろ苦き香やわれもしゅうとめ

奈良市 吉本 淑子

櫻咲く丘に倒れて逝きし息子の想ひめぐりて卯月は悲し

下市町 杉田 良子

夫の顔に似たる浮雲うれしも今朝の窓辺におだしく笑まふ

御所市 加納 豊子

スパゲティパンコーヒーにハンバーガーカタカナ多き孫らの食事

新宮市 細川 恵泉

身の周り華やぐことなきこの日頃菜の花咲かせて春を楽しむ

重 里 宮村喜代子

童謡の「ふるさと」無線に流れきて村は静かに今日も暮れゆく

重 里 光野 濱子

現し世に夫が好みし石南花の墓の辺囲みていま咲き匂ふ

小 原 下野 龍子

久々に山に入り来てたけのこを握るも楽しき運ぶも楽し

滝川 富澤 すま

「仕事場で食べて」と吾子がくれし菓子靴に入れる出勤の朝

小 井 垣内 圭三

「十津川の川は死んだ」と遠来の釣り客言ふを寂しみて聞く

滝川 上東 律子

窓際に小鳥の声す朝寝してラジオのソナタ聴きつつあれば

小 原 滝 正代

初めてのグラウンドゴルフに思ひきり球を弾けば不安消えゆく

内 原 西村 好子

「おねしょした」孫が囁くひと言に家族で笑ふエープリルフル

風 屋 前木千鶴子

ばば吾に抱かれやうと走り来る小さき体は木漏れ日の中

出 谷 浦 雅子

疾く起きて弁当を持ち日々山に行きて稼ぎし若き日を恋ふ

武 蔵 中村 昭子

西空は薄紅色に夕映えて刹那の眺めに腰をのぼしぬ

小 森 西田 宮子



犬や猫の放し飼いは絶対にやめましょう! 飼い犬・猫の糞便の後始末は、 飼い主が責任をもって処理しましょう!

(※ただし、P18に掲載の「犬を使った追い払い」については、有害鳥獣駆除連絡協議会の認定を受けているため除きます。)

最近、犬・猫が他人の土地や農作物を荒らし、人に咬傷(怪我)を負わせたり、他人の土地で糞便をするなどの被害や事故が増えています。こういったトラブルをおこさないためにも、飼い主のかたは十分に注意していただきますよう、お願いいたします。

※犬は必ず繋いで飼うか、しっかりした囲いの中で飼うようにしてください。

※犬の放し飼いは、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例で禁止されています。また正当な理由もなく、指導に従わない飼い主には科料(罰金)が科せられます。



犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回です!

■飼い犬の登録 3,000円 ■狂犬病予防注射 3,200円

平成23年の狂犬病予防集合注射は、5月23日(月)・30日(月)に行います。

平成22年12月までに飼い犬の登録をお済みの人には個別にハガキを送付します。(5月初旬予定)

飼い犬の登録がお済みでない人は、注射日にあわせて登録できますので、当日までに一度、役場福祉事務所までご連絡ください。各大字の接種会場・時間については「回覧」(4月25日付け)にてご確認ください。

【次の場合にも届出が必要です。】

- (1)犬の飼い主が変わったとき (家族間でも) (2)飼い主の住所が変わったとき (3)犬が死亡したとき
(4)市外に引っ越したとき ※(4)の場合のみ転出先市町村に届け出

4月1日から新しく組織・機構が変わりました

●主な変更点は、次のとおりです。

業務内容	変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の立案及び推進 広報行政 ケーブルテレビ 電子計算機 電気通信 行政及び地域の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 村づくり推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課
<ul style="list-style-type: none"> 統計 	<ul style="list-style-type: none"> 村づくり推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 住民課
<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発 男女共同参画 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 住民課
<ul style="list-style-type: none"> 墓地の経営など 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境課 	<ul style="list-style-type: none"> 住民課
<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防 診療所 介護保険 保健衛生 後期高齢者医療 福祉医療 国民健康保険 	<ul style="list-style-type: none"> 住民課 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所

■新たな役割の創出
「総合相談窓口」など新たな役割の創出として、次のとおり組織を設けました。

・「企画調整室」を総務課に新設
企画、秘書業務、総合計画などの進捗管理および各課にまたがる課題の調整を担当します。

・「地籍調査室」を建設課に新設
一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を担当します。

・「総合相談窓口」を住民課に新設
役場を訪れた住民や高齢の方々の相談に丁寧に対応できるように、従来の窓口業務に加え他の課で行っている事務の相談が行える総合案内を担当します。

■役割を終えた組織の廃止
・「総合調整室」は、「企画調整室」新設に伴い廃止しました。

・「情報管理室」は廃止し、企画調整室との連携を図って情報発信機能を

強化するため、広報・情報通信業務を総務課に引き継ぎました。
■医療・介護業務を福祉事務所へ
医療、介護、保健、福祉関連施策を一体的に推進するため、医療、介護業務を福祉事務所へ移しました。あわせて社会福祉協議会や高森の郷の担当を福祉事務所に一元化し、連携を密にしました。

■「監査事務局」を総務課から議会事務局へ
監査事務の独立性をより確保するため、監査事務局を総務課から議会事務局へ移しました。

■課名の変更
観光商工業務に特化した課とするため、「村づくり推進課」から「観光振興課」へ課名を変更しました。

■室名の変更
林業振興策の推進強化を図るため、三者共有資産管理運営室の名前を林業振興対策室に変更しました。

村では、多様化する村民のみなさんの行政に対する要望や期待に応えるため、また、村の主要事業を確実に推進することを目的に望ましい組織・機構改革を行いました。

特に、村民にわかりやすい親切的な役場づくりなど村民の目線、生活者の視点での効率のよい組織づくりに力点を置きました。

この一環として総合相談窓口を設けます。総合相談窓口では、訪れた住民に対し、従来の窓口業務に加えて他の課で行っている事務についても総合案内ができることを目的としています。

3 階

議会事務局 議会の運営、**監査委員の事務**、その他所管の事務

2 階

教育委員会事務局教育課 小中学校管理、奨学金、各種講座、文化祭、村体、マラソン大会、成人式、駅伝、文化財管理

学校統合推進室 学校統合

小中学校・出谷幼児教室

総務課

職員の人事の事務、儀式、福利厚生及び研修、法令及び文書、公聴、村営バスの運行及び交通安全、消防、防災及び救急、庁舎の使用、公用車の使用管理(他課の所管に属するものを除く)、物品の納入管理、行政一般、情報公開、選挙、**広域行政、広報、電子計算機(他課の所管に属するものを除く)、行政及び地域の情報、電気通信、ケーブルテレビ**、他課の所管に属さない事項

企画調整室 重要施策の総合調整、総合企画の立案及び推進、秘書

観光振興課

商工・観光、地域振興、労働行政、温泉、その他所管の事務

農林課

農林、水産及び畜産、産業振興、村有林、鳥獣の保護及び駆除、農業委員会の事務、その他所管の事務

林業振興対策室 三者共有資産管理運営協議会の事務

1 階

出納室

税外収入、現金その他の出納及び保管、決算書の調整、財産台帳管理、その他所管の事務

住民課

戸籍及び住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、消費者行政、埋葬・火葬・改葬の許可、国民年金、戦傷病者、戦没者遺族等、**墓地の経営等、統計、人権、男女共同参画**、その他所管の事務

福祉事務所

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務、社会福祉法、民生委員法の施行に関する事務、社会福祉に係る各種団体、行路病人及び行路死亡人、**国民健康保険、保健衛生、福祉医療、介護保険、後期高齢者医療、狂犬病予防**、その他社会福祉に関する事務のうち、村長が必要と認めること。

診療所

保育所

財政課

予算及び財政、税外収入、決算、村税及び国保税の賦課徴収、その他所管の事務

建設課

道路及び橋梁、河川、治山及び治水、建築、公共用地の取得、村有財産の取得処分及び管理(他課の所管に関するものを除く)、法定外公共物、村営住宅、その他所管の事務

地籍調査室 地籍調査

地下1階

生活環境課

上下水道、公害及び環境保存、生活環境及び美化、浄化槽の設置、ダム・砂利対策、その他所管の事務

衛生センター

人事異動

4月1日付()は旧職

○次長級

▼更谷孝澄・教育委員会事務局次長(教育委員会事務局次長兼教育委員会事務局教育課長)

○課長級

▼東武・総務課長(総務課長兼総務課統合調整室長)▼中広之・林業振興対策室長(三者共有資産管理運営室長)▼増谷良一・観光振興課長(村づくり推進課長)▼上東清房・建設課指導技師(建設課主幹(総括)兼管理係長)▼大野靖史・建設課地籍調査室長(福祉事務所長)▼吉本克視・住民課長(議会事務局長)▼大玉和行・福祉事務所長(生活環境課長)▼浦修・生活環境課長(総務課課長補佐兼監査事務局長)▼井向久昭・会計管理者兼出納室長(住民課長)▼中井久視・議会事務局兼監査事務局長(会計管理者兼出納室長)▼榊本靖・教育委員会事務局教育課長(教育委員会事務局教育局教育課長)▼松葉和洋・教育委員会事務局教育課学校統合推進室長(教育委員会事務局教育課学校統合推進室指導技師)

○課長補佐級

▼鎌塚康史・総務課企画調整室長

(建設課主幹(涉外要望担当))▼松井良造・総務課課長補佐(村づくり推進課情報管理室長兼情報管理係長)▼東峯洋子・総務課課長補佐(総務課人事給与係長)▼浦誠・農林課主幹兼農業委員会事務局局長(農林課主幹兼農業係長兼林業係長兼農業委員会事務局局長)▼馬場健一・観光振興課課長補佐兼心身再生の郷づくり担当(村づくり推進課課長補佐(総括)兼心身再生の郷づくり担当兼企画係長兼振興係長)▼乾耕輔・建設課主幹(村づくり推進課課長補佐兼統計係長)▼加藤宏之・建設課主幹(建設課主幹兼林道係長)▼後木幹嘉・建設課主幹(建設課主幹兼村道係長兼施設係長)▼今井裕子・建設課課長補佐(建設課庶務係長)▼前岡幸英・建設課主幹(建設課村道第二係長)▼松葉純子・住民課課長補佐(住民課課長補佐(総括)兼介護係長)▼和田才子・福祉事務所次長(総括)(福祉事務所次長)▼寺尾弥生・福祉事務所次長(住民課課長補佐兼保健衛生係長兼住民係長)▼千葉善幸・福祉事務所次長(建設課用地係長)▼山口一美・上野地保育所長(上野地保育所長兼係長)▼林ひろみ・小原保育所長(小原保育所長兼係長)▼玉置浪代・花園保育所長(みどり保育所係長)▼中千尋・衛生センター主幹(衛生センター主幹兼し尿処理係長)

○係長級

▼田中秀憲・総務課係長(総務課消防防炎係長)▼丸谷眞史・総務課係長(総務課庶務係長)▼浦恵・財政課係長(福祉事務所主査)▼鎌倉孝誠・農林課係長(住民課保険年金係長)▼乾安子・林業振興対策室係長兼農林課係長(生活環境課環境保全係長)▼大前貴広・建設課係長(建設課主査)▼松葉勝明・建設課係長(村づくり推進課商工観光係長兼財政課兼務)▼野平好美・福祉事務所主任介護支援専門員(住民課主任介護支援専門員)▼森井美鈴・福祉事務所主任介護支援専門員(住民課主任介護支援専門員)▼垣内圭三・福祉事務所係長(福祉事務所福祉係長)▼栃谷憲一郎・福祉事務所係長(財政課財政係長)▼上垣智一・福祉事務所係長(住民課主査)▼松實英美・みどり保育所係長(花園保育所係長)▼中根健一郎・生活環境課係長(生活環境課水道係長)▼西岡宏樹・衛生センター係長(衛生センター塵芥処理係長)▼中西眞美・出納室係長(出納係長)▼峯砂安雄・議会事務局係長(財政課税務係長)▼後木雅貴・教育委員会事務局教育課学校統合推進室係長(教育委員会事務局教育課学校統合推進室庶務係長)

○主査級等

▼鎌倉由美子・観光振興課主査(村づくり推進課主査)▼松實崇・観光振興課主査(村づくり推進課主査)▼阪泰二・建設課主査(農林課主査)▼米村ゆみ・福祉事務所主査(米養士)(育休)▼後木智子・福祉事務所技師(住民課技師)▼中殿善策・福祉事務所主事(住民課主事)▼上田小巻・生活環境課主査(住民課主査)▼玉置雄一郎・総務課主事(農林課主事)▼植田規裕・教育委員会事務局教育課(建設課技師)

○奈良県との相互派遣

▼千葉広之・県へ派遣(村づくり推進課情報管理室主事)▼前真博・農林課(県から派遣)

○新採用

▼梅本修人・財政課主事▼金森悠・農林課主事▼梶島努・建設課技師▼浦健太・福祉事務所主事▼玉置那津子・福祉事務所主事(保健師)▼野村大志・福祉事務所主事(保健師)

○学校関係

▼中畑幸恵・十津川第一小学校(上野地中学校)▼横倉稚佳子・小原中学校(十津川第一小学校)

○退職(3月31日付)

▼岡山悟章(住民課主査)▼中雅代(教育委員会事務局教育課主事)



3/5

村の部4連覇!

第6回奈良県市町村対抗子ども駅伝大会

3月5日、河合町の馬見丘陵公園で第6回市町村対抗子ども駅伝大会が行われました。県内37市町村の小学生が参加し、8区間14・665キロを走り、十津川村チームは村の部で優勝し、大会4連覇を達成しました。また、総合順位でも12位に入りました。また、今回は新たに個人種目のタイムトライアルレース(1・525キロ)が行われ、タイムを競いました。

晴天の下、子どもたちは今までの練習の成果を発揮し、自己ベストを更新する素晴らしい走りを見せました。その結果、十津川村チームは村の部で優勝し、大会4連覇を達成しました。また、総合順位でも12位に入る健闘を見せました。



(写真左上から)
岡朋佳、杉本琴、久保見裕平、井村一政、小野直輝、下村悠大
(写真左下から)
中村有志、中虹太、増谷美穂、福井彩月、妹尾美緒、深瀬えのは
＜総監督＞玉置 操
＜コーチ＞森兼麻衣、前倉紗織
(敬称略)

3/21~24

がんばれ東北! がんばれ相馬市!

福島県相馬市に災害支援物資

3月18日、東北地方太平洋沖地震に見舞われた福島県相馬市から「支援物資を送ってほしい」と書面で村に依頼がありました。これを受け、防災無線でみなさんに呼びかけ、3月21日、22日の2日間、湯之原の体育文化センターで支援物資の受付や荷造りを行いました。ボランティアでご協力いただいたみなさんのおかげで作業は順調に進みました。

相馬市は、道路整備促進期成同盟会全国協議会に加盟していて、本村とともに道路整備推進のために国などに訴えてきた市です。

この2日間で、多くの方から寄せられた物資は、米870キロ、カップ麺69箱、衣類、毛布などが集まりました。翌日の23日に10トントラックに物資を満載して、その日の午後に福島県相馬市へ出発しました。

24日早朝に相馬市に到着。支援物資を指定の場所に届けました。市民のみなさんから感謝の言葉がかけられ、また後日市長からは御礼状が届きました。

みなさんの暖かい支援の気持ちが、相馬市のみなさんにも伝わったことでしょう。ご協力ありがとうございました。

御礼状
此度の震災に
当市の極度の被災し
温かい支援を賜りました
十津川村のみな様の御厚意に
心より感謝申し上げます
平成24年3月23日
十津川村長
更谷慈穂様
相馬市長
立谷孝浩



カメラスケッチ

お知らせ

★日曜診療当直医★

	4月		5月			
	17	24	1	8	15	22
上野地診療所						
小原診療所		●	●	●		●
中川医院	●				●	

※診療時間は午前9時30分から午後4時30分です。
 ※変更となる場合がありますので、前日の無線放送を聞いてください。

Information インフォメーション

- 役場 電話 62-0001(代表)
- 役場IP電話 050-5004-6720
- 050-5004-6721
- 050-5004-6722
- 総務課 62-0001
- 議事事務局 62-0002
- 教育委員会 62-0003
- 観光振興課 62-0004
- 農林課 62-0005
- 住民課 62-0900
- 福祉事務所 62-0901
- 62-0902
- 62-0903
- 62-0904
- 62-0905
- 62-0906
- 62-0907
- 生活環境課 62-0907
- 教育委員会 62-0067
- 衛生センター 63-0391
- し尿処理場 63-0291
- 小原診療所 63-0040
- 上野地診療所 68-0207
- 森林館(古ノ野) 62-0567
- 道の駅十津川郷 63-0003
- 観光協会 63-0200
- 泉湯 62-0090
- 滝の湯 62-0400
- 庵の湯 64-1100
- 歴史民俗資料館 62-0137
- 体育文化センター 63-0067
- 温泉プール 64-0762
- 社会福祉協議会 64-0666
- 十津川警察署 63-0110
- 五條土木上野地 68-0336
- 高森の郷 64-1600
- 北部保健センター 68-0017
- 森林組合 64-0301
- 商工会 62-0132

シヤクナゲ花摘み体験 ボランティア募集

観光振興課では、シヤクナゲの花摘みのボランティアを次のとおり募集します。

参加者には、昼食と記念品のプレゼントがあります。

■日時：5月14日(土)～15日(日)

午前9時30分～午後3時頃

(雨天決行・荒天中止)

■場所：21世紀の森 紀伊半島

森林植物公園(大字小川)

■募集人数：先着40人

■お申し込み及びお問い合わせ

観光振興課

☎0746(62)0004



優良特産推奨品が決定

十津川村優良特産品推奨審査会では、村内で生産・加工された特産品の中で、十津川村にふさわしい郷土色豊かな優良特産品を選定し、広く村外に推奨しています。

平成22年度の審査会が2月22日に行われ、次の3点が再推奨品として選ばれました。

【お問い合わせ】観光振興課

☎0746(62)0004



品名：あめの魚
(あまご)骨酒
大野川養魚場



品名：三爪鍬(小)、
草引き一本爪
田上鍛冶屋

犬を使った

追い払い

有害鳥獣駆除連絡協議会では、野生の獣から田畑などの被害を防ぐ方法の一つとして、サル追い払い犬の育成を行いました。

サル追い払い犬は、獣を追うように訓練された犬で、集落に来た獣を山へ追い払います。

今回、訓練を行ったのは、大字高津の方が飼われている犬で、約3か月間の預け入れ訓練と現地での訓練を行いました。人に危害を加えることもなく、飼い主の指示にも従うため、サル追い払い犬として認定しました。

今後、追い払いを行い、集落に獣が出ないよう更なる活躍が期待されます。



犬の名前「ゴロ」

優良運転者等表彰の申請

安全協会五條支部十津川分会では、優良運転者を選考し、秋の交通安全県民運動期間中に表彰します。次の条件に該当する人は申請できます。

■対象となる人

- ①支部表彰・自動車(原付を含む)を運転する人で、中級顕彰を受けており、6年以上無事故無違反の人
- ②優良運転者(ベストドライバー)顕彰・「上級顕彰」を受けてから1年以上経過し、10年以上無事故無違反で免許停止処分を受けたことのない人
- ③緑十字銅章及び近畿交通安全栄誉賞の表彰の申請もできます

■申請手続き

所定の申請書(支部協会窓口にあります)に記入して、申請日から1カ月以内に安全運転センターが発行した無事故無違反証明を添えて、安全協会五條支部十津川分会(五條警察署十津川警察庁舎にあります)へ申請してください。

■受付期間

5月1日～31日までの平日
午前8時30分～午後4時
※表彰人数には制限があります。

■お問い合わせ

五條警察署十津川警察庁舎交通係
☎0746(63)0110

十津川産材伐採奨励金

林業振興対策室では、十津川産材の利用を促進するため、十津川村内の山林から杉や桧を伐採し、搬出してきた森林所有者にその搬出数量に応じた奨励金を支払います。

○奨励金の額

- ・皆伐 3,600円/m³
- ・間伐 5,400円/m³

○条件

- ①村内に山林を持っていること
- ②伐採と搬出は、村内林業事業体及び村民林業従事者が行うこと

○申請者

森林所有者(ただし、十津川村森林組合及び十津川木材協同組合に委託することで、代行して申請してもらうことができます)

○搬出数量の確定

- ①村長が指定する場所での寸検
- ②木材市場へ出荷した売上数量
- ③三者協議会による伐採前の材積調査数量

【お問い合わせ】林業振興対策室
☎0746(62)0005

各種手当の額が変わりました

平成22年全国消費者物価指数(対前年度比で0.7%下落)に基づき、4月1日から各種手当の額が変更されました。

平成22年度

手当の種類	手当の金額
児童扶養手当(全部支給)	41,720円
児童扶養手当(一部支給)	9,850～41,710円
特別児童扶養手当(1級)	50,750円
特別児童扶養手当(2級)	33,800円
特別障害者手当	26,440円
障害児福祉手当	14,380円



平成23年度

手当の種類	手当の金額
児童扶養手当(全部支給)	41,550円
児童扶養手当(一部支給)	9,810～41,540円
特別児童扶養手当(1級)	50,550円
特別児童扶養手当(2級)	33,670円
特別障害者手当	26,340円
障害児福祉手当	14,330円

【お問い合わせ】福祉事務所
☎0746(62)0902

自衛隊各種募集の案内

募集種目	幹部候補生	一般曹候補生
受付期間	2月1日(火) ～ 5月6日(金)	2月1日(火) ～ 5月6日(金)
試験期日	【1次試験】 5月14日 筆記試験 5月15日 筆記式操縦適性検査 (飛行要員希望者のみ)	【1次試験】 5月21日
資格	22歳以上26歳未満の人 (平成24年4月1日現在) 20歳以上22歳未満で大学卒業に相当する人	【2次試験】 6月14日～16日のうち指定する日
		【2次試験】 6月22日～27日の間で指定する1日
		平成24年4月1日現在、18歳以上27歳未満の人(昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人)

【お問い合わせ】自衛隊奈良地方協力本部
五條地域事務所
☎0747(22)3789

村を元気にするために

地域雇用創造協議会

(第7回)

【発信】

地域雇用創造協議会事務局
住所：十津川村小原225-1
十津川村役場
観光振興課内
電話：0746-62-0004
(内線：235・236・237)

特産品／加工品セミナー

このところ、花粉でかくなりダメージをくらっている太田です。鼻水が止まりません。

以前から告知をしていました「特産品／加工品セミナー」は、この原稿を書いている時点で4回シリーズのうち3回が終わり、残るは最終回のみです。1回目では、加工品と直売所の基本的な情報を学び、2回目では、販売方法や他地域の優良事例、3回目では、参加者全員で十津川にある農作物や家で作られる料理を再確認しました。十津川に来て半年を過ぎた私はもうほとんどの作物やお料理は知っているつもりでしたが、聞いたことのないものがたくさんあって興味深かったです。みなさんにとっては昔からある珍しくないモノやありふれているモノでも、十分魅力的な商品になり得ると感じました。最終回では、みなさんで考えたアイデアの中から『八ツ頭のコロッケ』、しいたけやエリンギなどきのこ類の『佃煮』を作ってみることにしました。私は食べ

ることに人並み以上の関心があるので、どんなコロッケや佃煮ができるのか本当に楽しみです！これらが新しい十津川の名物になるかもしれません。実際作った味や感想は、村報5月号で報告します。



3回目：みんなでアイデア出し

作って終わりじゃもったいない！

セミナーを通じて、みなさんから出てきたいろいろなアイデア。せっかくなのでこれらを実際に商品化して販売していけたらいいですよ。しかし、そのためには、消費者の反応を知り、商品として磨いていかなければ

ばいけません。そこで、4月から6月の間に観光客に向けて、テスト販売ができる機会を設けようと考えています。詳細は現在調整中ですので、決定次第お知らせします。

POP(ポップ)広告作成セミナー

3月22日にPOP広告のセミナーを開催しました。POP広告とは、お店の商品のそばに設置する小さな広告のことです。お店の売上をも左右すると言われるくらい影響力のある宣伝ツールです。大阪からPOP広告のプロの石川伊津先生に来ていただき、広告作成のいくつかのルールとコツを教えてくださいました。思ったより簡単に紙とペンがあればできることが分かりました。今後、村内のお店には様々なPOP広告が見られるはずです。



私が作った榎のPOP

協議会のホームページができました

協議会が発足して約8か月、ついにホームページが立ち上がりました。名前は「廻る(めぐる)」です。この名前には、村をめぐる十津川の流れ、自然の中で感じる季節のめぐり、農業や林業といった土から生まれて土へ還る仕事、そして何より、このサイトを通じて協議会の思い、村民の思いが村外へめぐり広がり、様々な人を巻き込んで大きな新しいうねりとなるようにという願いを込めています。

このホームページは協議会の事業や村内の日々、私たちの思いなどを公開することによって、村内や村外の方に興味を持ってもらうためのモノです。村内の方を取り上げるコーナーも設けますので、みなさんは是非チェックしてみてください。携帯からも見られます。

○協議会のホームページアドレス

<http://www.totsukawonderful.jp>



老後の生活設計 公的年金なしで大丈夫？

あなたは、老後の問題がすぐそこに迫っていることに気がついていませんか？誰もが少なからずとも不安に思っているのが、老後の生活設計です。

国民年金は、終身保障されます。

国民年金は、働く世代が高齢者の世代を支えるしくみで、生涯にわたって受けることができます。

国民年金は、将来に向けてたいへん安定し、有利な制度です。

社会全体で世代間扶養を行う仕組みをとっている国民年金は、日本の経済社会が存続する限り、決してつぶれることはありません。国民年金は本来損得の観点からみるべきものではありませんが、あえて計算しても、平均的に長生きすれば、支払った保険料の総額より生涯受け取る年金額の合計の方が大きく、決して払い損にはなっていないです。

年金額は、年金の被保険者(加入者)の減少や平均寿命の延び、さらに社会の経済状況を考慮して年金の給付金額を変動させます。

負担の範囲内で給付とバランスがとれるようになるまでは、年度額の計算には、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

国民年金は、国が運営する制度です。基礎年金への国の負担が3分の1から2分の1へ引き上げられました。

国民年金制度は、長期的な視点に立ち、将来を見据えて、国が責任をもって運営しています。そ

して、国民年金(基礎年金)への国の負担は、平成16年度から2分の1への引き上げに着手し、平成21年度に完全に引き上げられました。

国民年金には、障害年金・遺族年金もあります。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病气や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などもあります。

■国民年金の種類■

- ・老齢年金 (年をとったとき)
- ・障害年金 (事故などで障害が残ったとき)
- ・遺族年金 (亡くなったとき遺族へ)

ただし、これらの年金の支給を受けるためには、必ず国民年金制度に加入してきちんと保険料を納めている必要があります。

国民年金の保険料は、全額、社会保険料控除の対象です！

国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められています。

例えば、平成21年中に毎月現金で納付された場合は、174,920円(1月～4月) 14,410円×4か月、5月～12月14,660円×8か月)が控除の対象となります。

このメリットを受けるためには、保険料を納めていなければいけません。平成23年度(4月～平成24年3月)の保険料は、月額15,020円です。納め忘れないようお願いいたします。

▼お問い合わせ

大和高田年金事務所

☎0745(22)3531

住民課

☎0746(62)0001

直通0746(62)0900

世帯内に異動があったときは、 必ず役場国民健康保険係まで届け出を!

こんなときには必ず **14日以内**に届け出を!

【国保に入るとき】

こんなとき	届け出に必要なもの	●届け出が遅れると ・国保の資格が発生した月の分までさかのぼって国保税を納めることになります。 ・その間にかかった医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑	
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑	
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑	
子どもが生まれたとき	印鑑	
外国籍の人が国保に入るとき	外国人登録証明書	

【国保をやめるとき】

こんなとき	届け出に必要なもの	●届け出が遅れると ・資格がなくなった後で国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することになります。 ・国保と健康保険の保険税(料)を二重払いしてしまうことがあります。
他の市町村へ転出するとき	保険証、印鑑	
職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑	
外国籍の人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書	

【その他】

こんなとき	届け出に必要なもの
退職者医療制度の対象者となったとき	年金証書、保険証、印鑑
世帯主や氏名が変わったとき 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、印鑑
出稼ぎや長期の旅行に行くとき	
修学や別に住所を定めるとき	在学証明書または学生証の写し、保険証、印鑑
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、印鑑

【国保まめ知識】

○レセプトってなに?

みなさんは病院へ行って治療を受けたとき、治療費の1～3割分を病院へ支払われると思います。そういう場合、病院はどうやって残りの治療費を受け取っているのでしょうか?答えは簡単です。後から役場が支払うことになっています。

病院は残りの治療費をもらうために請求書を作って役場へ請求します。簡単にいえばこれが「レセプト」です。正式には診療報酬明細書といい、月単位、個人単位に作成され、その人にどんな治療をし、それにいくらかかったかなど、詳しく記入されています。毎月病院はレセプトを作って請求先へ送付することになっています。

各病院から各々に役場へ請求書がくると支払いの事務量が膨大になるので、国保連合会という請求書を請求先ごとに分けたり、点検整理したりする専門の機関へ送り、そこから1カ月分をまとめて役場へ請求がくるといふ流れになります。

【お問い合わせ】

国保の税に関することは・・・

財政課 ☎0746(62)0903

国保の医療に関することは・・・

福祉事務所 ☎0746(62)0901

人のうごき

(敬称略)

おめでた

温井 柚香(ゆずか) 女 2月 28日
父:正吾 母:麻紀 (上湯川)

おくやみ

和田八千子 97歳 3月 2日(谷垣内)
永春 克視 45歳 3月 4日(込之上)
西 貞和 80歳 3月 7日(上葛川)
千葉 孝行 56歳 3月 8日(出谷)
後木 清 86歳 3月19日(那知谷)
西山キヨエ 95歳 3月20日(猿飼)
植本 金造 84歳 3月20日(小井)
津川 澄 79歳 3月28日(風屋)

善意銀行

(敬称略)

十津川村民生児童委員協議会
千葉 清孝



お誕生日おめでとう!



ゆうすけ
西 雄輔ちゃん(上湯川)
(4月2日生まれ・満2歳)

やんちゃん雄輔君、
元気に育ってね

父…竜一 母…美紀

お詫びと訂正

村報「とつかわ」3月号で皆様にご案内させていただいておりましたが、診療体制の情報(3ページ)の中に誤りがありました。謹んでお詫びさせていただくとともに 下記のように訂正をさせていただきます。よろしくご理解の程、お願い致します。

- 「誤」 上段 枠内の
「奇数月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)」
「訂正」 「偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)」
- 「誤」 下段 枠内の
「偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)」
「訂正」 「奇数月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)」

学生の
みなさんへ

奨学金貸与のお知らせ

村では、大学、高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。

◆貸与条件

- ・向学心に富み、学習態度が良好と認められる学生
- ・大学及びこれに準ずる学校、または全日制高等学校に在学中の学生
- ・経済的理由で、修学が困難と認められる学生
- ・保護者が村内に3年以上居住し、引き続き居住する見込みがある人

※厳正な審査の上、奨学生を決定します。

◆貸与内容

- 学校教育法による大学及びこれに準ずる学校
貸与月額：3万円 貸与人数：2人以内
- 学校教育法による全日制高等学校
貸与月額：2万円 貸与人数：3人以内

◆貸与期間：卒業までの正規の最短期間

◆申込書類

- ・奨学金貸与申請書(教育委員会事務局教育課にあります)
- ・成績証明書(最終に卒業した学校)

◆申込方法：十津川村教育委員会事務局へ5月13日(金)までに申請してください。(※申込期限を過ぎた申請は受け付けません。)

◆お問い合わせ：十津川村教育委員会事務局 教育課

☎ 0746(62)0067



中南和法律相談センター 無料法律相談

●日時 **5月26日(木)**
午後1時～午後4時

●場所 役場・第1会議室

予約をすれば、無料で法律相談を受けることができますので、みなさん、ご利用ください。
(1人30分・6人)

●予約 ☎0742(22)2035
奈良弁護士会
(1週間前から予約可能)



the most beautiful
villages
in japan

十津川村観光協会

今月の表紙



親子でツリークライミング

春の交通安全県民運動

5月11日(水)～5月20日(金)

【運動の基本】子どもと高齢者の交通事故防止

- 【運動の重点】
- ①自転車の安全利用の推進
 - ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③飲酒運転の根絶
 - ④正しい横断と横断歩行者の保護
(地域重点)

五條警察署十津川警察庁舎

☎0746(63)0110

あとがき

▶ 4月は出会いと別れの季節。4月から新しい生活を始めるという人も多いのではないのでしょうか。新しい学校、職場、生活、新しく何かを始めるときには、期待と不安が入り混じります。でも、自分から一歩踏み出すことで、きっと素晴らしい道が開けてくると思います。そういう私も人事異動で新しい職場に異動することになり、私の書く記事も今月号で最後となりました。1年という短い間、みなさまにわかりやすく内容をお伝えすることができなかったと思いますが、温かく読んでいただきありがとうございました。これからも村報とつかわをよろしくお願いします。(H・C)

▶ 3月11日に東日本で起きた「東日本大震災」。東日本大震災で被災されたみなさまにお見舞いと亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りします。私たちの十津川村も明治22年に大水害を経験した歴史があります。この時も全国から支援をいただいたそうです。村からも今回の震災に遭った被災地に支援物資を届けています。米や水、毛布など。思いやる気持ちが人と人をつなげます。村内では桜も咲き、ようやく暖かい季節がやって来ました。寒さが厳しい東北地方でも早くあたたかくなってほしいものです。(R・M)

●人口 4,063人(-61人)

男性 1,994人(-34人) / 女性 2,069人(-27人)

●世帯数 1,981世帯(-25世帯)

(平成23年4月1日現在)

住宅用火災警報器を設置しましょう。